

令和4年

行方市農業委員会

第2回総会会議録

(令和4年2月25日)

令和4年2月25日 行方市農業委員会第2回総会を北浦公民館において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第 9号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第10号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第12号	農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について
議案第13号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について
議案第14号	現況証明願について
議案第15号	行方市農業振興地域整備計画変更（一般管理）に係る意見決定について
議案第16号	なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について
議案第17号	令和4年度行方市農業労賃及び賃借料情報について
議案第18号	行方市農地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第19号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第 5号	農地パトロール（許可後の実施状況）の結果について
報告第 6号	令和4年度行方市農業施策に関する要望書の回答について
報告第 7号	制限除外の移動届の受理について
報告第 8号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第 9号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第10号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第11号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第12号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢 幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近 藤 芳 子
4番 茂 木 孝	5番 橋 本 清	6番 平 塚 実
7番 横 瀬 忠 美	9番 内 藤 宏 一	10番 本 澤 政 雄
11番 風 間 啓 次	12番 根 本 正 義	13番 小 沼 正 二
14番 大久保 正 一	15番 郡 司 正 彦	16番 椎 名 勇
17番 高 塚 利 英	18番 根 崎 和 枝	19番 清 水 量

3 本日の欠席委員

8番 古 渡 武 文

4 議事内容

事 務 局

(開会宣言) 午後 3時00分
(会長挨拶)

事務局 行方市農業委員会第2回総会を開会させていただきます。
総会議事日程第2、会長挨拶。
高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 それでは、今年も2か月余りが過ぎまして、桃の節句もあと1週間余り、春が近づいております。委員の皆様には、何かとお忙しいと思います。
本日は第2回の総会ということで、2月は税金の申告のため、北浦の公民館での開催となります。
新型コロナウイルス、第6波ということで、多数の感染者が出ております。3回目のワクチン接種も始まり、感染者が減少することを願うばかりであります。マスク、手洗い、3密を避けて、感染防止に努めていきたいと思っております。
また、農業者の皆様との意見交換会については、中止とさせていただきます。アンケートによりまして事務局のほうで対応をしていただきました。委員の皆様にはご協力をお願いいたします。
これをもって挨拶に代えます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 それでは、続きまして日程第3、経過報告を行います。
別紙、2月の行事経過報告をご覧になっていただきたいと思っております。
それでは、まず2月2日から2月4日まで、各地区におきまして農地パトロールを行いました。内容につきましては、転用許可後の実施状況の調査ということで、各地区の担当委員さん及び事務局で農地パトロールのほうを行いました。
続きまして、2月16日、こちらにつきましては、清水委員の下で常設審議委員会、こちらら、諮問案件の審査を书面決議で行っていただきました。
次に、2月21日、農業振興地域整備促進協議会、こちらにつきましては、北浦庁舎におきまして農用地区域からの除外の申出について審議を行いました。出席者につきましては、高塚会長及び事務局でございます。
そして、本日です。第2回の総会ということになっております。

(議長の選出)

事務局 それでは、続きまして日程第4に入ります。
議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議長 それでは、これより開会をいたします。
ただいまの出席委員数は18名、欠席委員は1名ですので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。

(会期の決定)

議 長 本日の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(議事録署名人の選出)

議 長 会議録署名人を議長において次のように指名いたします。
13番小沼正二委員 14番大久保正一委員。

(書記の選出)

議 長 総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議案の審議)

議 長 それでは、議案の審議に入ります。

(議案第9号)

議 長 議案第9号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事 務 局 議案第9号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。)

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 8 番 18番、根崎です。第1項の調査報告をします。
この案件は、川島推進委員さんと調査してきました。
受人は、玉造乙在住、57歳、農業の男性です。渡人は、同乙在住、81歳の男性です。この土地は、土地改良区以前から受人が耕作しているため、今回譲り受け、今後も耕作するということでした。機械もそろっており、従事日数もあり、何ら問題ないものと調査してきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 調査の結果は何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

6 番 6番、平塚です。第2項の調査報告をいたします。
この調査には、橋本委員と内山推進委員の協力をいただきました。
譲受人は、市内小牧在住、50代の専業農家です。譲渡人は、市内新宮在住、80代、無職の方です。申請事由は、議案書のとおり、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、売買による所有権移転です。当該申請地は、二筆とも行方市新宮

		で、県道繁昌潮来線から新宮に入り、東南東へ500mほど入った改良区内です。受人は30年以上前からこの田んぼを耕作していて、昨年の意向調査の際に、私が双方から売買の相談を受けていた土地です。取得後の経営面積は、レンコン、露地野菜合わせて18,467㎡です。通作距離は約1.5km、車で約2分程度です。受人は農機具もそろっており、必要書類も添付され、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3	番 13番、小沼です。第3項の調査報告をします。 この調査には、太田・麻生地区4人で調査をしてまいりました。 譲受人は、行方市麻生・49歳・農業の女性の方。譲渡人は、行方市麻生・81歳の農業の男性の方です。2人の関係は親子です。申請理由は、経営移譲です。区分は贈与による所有権移転です。高齢のため、娘に経営を移譲したいということです。田、畑合わせて9,945㎡、水稻、露地野菜、年間150日、農機具もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番 15番、郡司です。第4項について調査報告いたします。 調査は高塚会長、野原推進委員が行いました。代わって報告いたします。 譲受人は、市内手賀在住の80歳の農業の男性です。譲渡人も、市内手賀、95歳の無職の女性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大ということで、区分は売買による所有権移転になります。譲渡人も高齢となり、後継者もないことから、土地の処分を考え、親戚である譲受人に相談したところ、道路を挟んだ自宅前であることから、譲受人も譲り受けることになったそうです。譲受人は現在、210a耕作しており、主に水稻、カンショ等を作付しており、従事日数も250日、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、椎名です。第5項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さんのご協力をいただきました。 受人は、潮来市の農業法人、渡人は、行方市井貝在住の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るです。昨年からの土地でサツマイモの耕作を使用貸借権で始めたわけですが、今年、令和4年度からは契約を賃貸借権にするということです。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、郡司です。第6項の調査報告いたします。 譲受人は、74歳、市内西蓮寺に在住し、農業の方です。家族で水稻、露地野菜など632a営農しております。譲渡人は、水戸市で公益財団法人茨城県農林振興公社の代表の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るということです。区分は売買による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
7	番	7番、横瀬です。7項の調査報告をします。 この案件につきましては、茂木委員、清水委員と共に調査をしてまいりました。 受人は、41歳、同市山田に在住する家族4人でレンコン、露地野菜を3町歩ほど栽培する専業農家です。渡人は、同市行戸に在住する72歳の会社員です。申請事由は、経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は売買による所有権の移転です。問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の案件につきましては、議事参与の制限により、関係委員は議事に参与

することができないとされております。よって、関係委員の退室を求め、その間、暫時休憩といたします。

(休憩) 午後3時14分～午後3時14分

- 議 長 再開いたします。
調査員より調査の報告を求めます。
- 1 6 番 16番、椎名です。第8項について調査報告いたします。
この調査には、森山推進委員さんと調査をしてきました。
受人は、行方市船子在住、62歳の男性。渡人は、同市行方在住、61歳の男性です。申請事由は、受人が所有する畑の隣畑を売買により取得することにより、農業経営の規模拡大を図るとしてしています。受人からの売買依頼で、当該畑は受人の農機具置場から300mの場所にあります。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
ここで関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。

(休憩) 午後3時16分～午後3時16分

- 議 長 再開します。
次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
- 1 9 番 19番、清水です。9項の調査報告をいたします。
この案件の調査は、茂木、横瀬両委員の協力をいただいて調査をしてまいりました。
譲受人は、市内成田に在住する67歳の方で、主に水稻、ネギなどを18.8haほど耕作している方です。譲渡人は、管財人である神栖市の法律事務所の弁護士さんであります。申請事由なんですが、農業経営の規模拡大のために売買による所有権の移転をしたいというものでございます。通作距離も8km、10分ほどで、問題のないものというふうに調査をしてまいりました。皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
- 議 長 次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
- 4 番 4番、茂木です。10項の調査報告をいたします。

	この案件につきましては、清水委員、横瀬委員の協力を得て調査してまいりました。
	譲受人は、同市吉川に在住、農業をしている38歳の男性です。親と2人で田畑1.3haをレンコン、施設キュウリなどを年間300日営農しております。渡人は、神栖に事務所を置く管財人の弁護士です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るためです。自宅より3分程度です。4年ほど前に新規就農者として前向きに取り組んでいます。区分は売買による所有権の移転です。何の問題もないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員 異議なし。(全員一致)
議	長 異議なしと認め、10項は原案のとおり可決をいたします。
議	長 次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。
5	番 5番、橋本です。11項の調査報告します。 この案件は、宮内推進委員の協力をえて調査してまいりました。 譲受人は、市内青沼在住の70代の男性です。譲渡人は、同じく市内青沼在住の70代の男性です。申請事由は、農業経営の規模を拡大と経営の安定を図るための売買による所有権の申請しているものでございます。今回権利を設定しようとする土地は、自宅から1kmの距離です。農機具等もそろっており、何の問題もなく、許可相当として調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。
議	長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員 異議なし。(全員一致)
議	長 異議なしと認め、11項は原案のとおり可決をいたします。
議	長 次に、第12項の調査員より調査の報告を求めます。
7	番 7番、横瀬でございます。12の調査報告をします。 この案件につきましても、茂木委員、清水委員と共に調査してまいりました。 受人は、同市山田に在住する78歳、農業の男性です。渡人は、神栖市に事務所を置く管財人の弁護士です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため。通作距離も500mと、通作可能と思われます。区分は売買による所有権の移転です。問題のないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願います。
議	長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員 異議なし。(全員一致)
議	長 異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。

議 1	長 5 番	次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。 15番、郡司です。第13項の調査報告いたします。 譲受人は、66歳で、市内西蓮寺に在住し、農業兼会社員の方です。水稻、露地野菜など167aほど営農しております。譲渡人は、67歳、同市玉造に在住し、無職の方です。申請事由は、農業経営の規模を拡大です。区分は売買による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。
議 3	長 番	次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。 3番、近藤でございます。14項についての調査報告をいたします。 この案件の調査には、本澤委員、清水委員、大原推進委員に協力をしていただきました。 譲受人は、行方市内宿在住の43歳の農業兼公務員の男性でございます。水稻12,912㎡、野菜39,519㎡を家族で耕作しております。譲渡人は、東京都大田区在住の47歳の女性の方です。申請事由は、農業経営規模拡大を図るため、区分は売買による所有権移転です。農業従事日数も280日以上、隣接地も自己所有の田であり、農機具もそろっております。今回権利を設定しようとする土地は、自宅から2km、車で5分ほどの距離でございます。規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、14項は原案のとおり可決いたします。
議 3	長 番	次に、15項、16項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。 3番、近藤でございます。15項、16項は関連がございますので、一括で調査報告をいたします。 調査には、本澤委員、清水委員、大原推進委員に協力をしていただきました。 この案件は、令和2年度に太陽光発電設備の一時転用許可を得ており、このたび事業計画変更に伴い、事業者の承継による申請があったもので、報告させていただきます。15項、16項の受人は、大阪府大阪市の太陽光発電事業を営む法人でございます。15項の渡人は、行方市玉造甲の法人です。16項の渡人は、市内次木在住の団体職員の女性の方です。15項の土地は、次木地内の畑、1,023㎡と、16項は、同じく次木地内の畑、852㎡でございます。申請事由は、営農を安定

		させ、継続しながら太陽光パネルを設置し、区分地上権を設定するものです。下部の営農については、使用賃借の申請が出ておりますので、次に説明させていただきます。支柱部分につきましても、後ほど出てまいります。農地法5条の一時転用の申請が併せて提出されております。区分地上権の設定については、15項、16項とも何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、15項、16項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、17項、18項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、近藤でございます。17項、18項は関連がございますので、一括調査報告いたします。 この案件の調査には、本澤委員、清水委員、大原推進委員に協力していただきました。 17項、18項の譲受人は、行方市次木在住の73歳の農業の男性の方です。田、畑合わせて40,137㎡を耕作しており、米、露地野菜、施設野菜を作付しております。17項の渡人は、行方市玉造甲の法人です。18項の渡人は、行方市在住の27歳の女性の方です。申請事由は、先ほど報告いたしました太陽光パネルの下部の営農の使用賃借権の設定でございます。17項の土地の所在は行方市次木、畑、面積は1,023㎡、18項の土地の所在は行方市次木、畑、面積は1,413㎡、契約期間は2022年3月1日から3年間となっております。営農計画については、当初ジャガイモで申請されておりましたが、ハウレンソウ、パールミレット、連作障害回避のための緑肥作物でございます。とコマツナを作付する計画に変更したいということでございます。17項、18項とも何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、17項、18項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第10号)
議	長	議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事	務	議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。)

議	長	<p>それでは、1項ごとに審議をいたします。</p> <p>1項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	2番	<p>12番、根本です。第1項について調査報告いたします。</p> <p>本件は、大久保委員、吉田推進委員と調査してまいりました。</p> <p>申請人は、市内行戸区在住、農業、男性の方です。土地は行戸地内の畑、413㎡。申請事由は、違反転用の是正であります。25年ほど前に許可を得ずに住居と隣接する農地に農業用倉庫を建ててしまったということであります。調査の結果、始末書も添付されており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、始末書等も添えられており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
5	5番	<p>5番、橋本です。第2項の調査報告します。</p> <p>この案件は、平塚委員の協力を得て調査してまいりました。</p> <p>申請人は、市内宇崎在住の80代の農業、男性です。申請事由は農機具等の収納が手狭なため、農業用倉庫を建築したい。また、一部を敷地出入口として利用したいということ。調査した結果、何の問題もなく、許可相当として調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>
(議案第11号)		
議	長	<p>議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事	務	<p>局 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。)</p>
議	長	<p>それでは、1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	6番	<p>16番、椎名です。1項、2項関連がありますので、一括して調査報告をします。なお、調査には矢幡委員さん、推進委員の森山さんのご協力をいただきました。</p> <p>1項、2項とも受人は行方市小高在住、48歳の男性です。渡人は、同所に住む72歳の農業の男性です。2人の関係は同居の親子になります。まず、1項の申請事</p>

		<p>由は、農業用倉庫の建設で、違反転用の是正になります。区分は使用貸借権の設定です。昭和54年に建設した倉庫兼作業所と平成18年に建設した倉庫が畑の地目に建っているため、是正をして利用を改めたいということでした。始末書等関係書類も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。</p> <p>続いて2項です。申請事由は、農業用倉庫の新築です。区分は使用貸借権の設定です。現在、2か所の倉庫兼作業所で農作業を行っているが、作物の選別、箱詰め作業を行うには手狭になり、不便になったため、また2017年に建てたキュアリング倉庫の向かい側で、作業効率も上がり、仕事がしやすくなるということでした。関係書類も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、書類等も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、近藤でございます。3項の調査報告をいたします。 この案件の調査には、本澤委員、清水委員、大原推進委員に協力をしていただきました。 受人は、行方市内宿在住、35歳の公務員の女性です。渡人は、同内宿在住、65歳の嘱託職員の女性でございます。2人の関係は親子になります。申請につきましては、自己用住宅の建築、区分は使用貸借権設定でございます。両親とは生活時間帯が違うため、騒音など迷惑をかけることが多く、独立した生活を営むために自己用住宅を建築したいということでもございました。場所につきましては、元武田小学校、現在、倉川製作所から500mのところでございます。申請地は2種農地であり、1、174㎡のうち住宅用地として500㎡使用貸借いたします。農地として残地が674㎡になりますが、渡人が家庭菜園等を行うことで、耕作放棄地にはしないようにするとのこと。必要書類としまして、事業計画書、資金借入れ等そろっております。許可相当と調査をしてまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2番	12番、根本です。第4項の調査報告をいたします。 本件は、大久保委員、吉田推進委員と調査してまいりました。 第4項、譲受人は、市内行戸在住、自営業、38歳の男性。譲渡人は、同じく行戸在住、自営業兼農業の59歳の男性で、2人は親子となります。土地は行戸区内の

		畑、215㎡で、申請事由は自己用住宅への転用で、区分は贈与による所有権の移転であります。譲受人は両親と同居しておりましたが、子供も大きくなり、手狭になったので、隣接する申請地に住宅を建てようとしたようです。調査の結果は、書類も整っており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、5項、6項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番
		15番、郡司です。 この案件につきましては、古渡委員が欠席のため、代わって報告いたします。 第5項、6項は関連がありますので、一括で報告いたします。 この案件については、高塚会長、郡司委員と共に調査してまいりました。 第5項、6項の譲受人、39歳で、行方市玉造甲に在住し、会社役員の方です。第5項、6項の譲渡人は、67歳で、同市玉造甲に在住し、農業の方です。申請事由については、記載のとおりで、692㎡のうち494.86㎡が自己用住宅、692㎡のうち197.14㎡が貸し駐車場です。場所は玉造カインズのすぐそばになります。事業計画書、同意書、残高証明書など必要書類も添付されているため。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
5	番	5番、橋本です。7項の調査報告をします。 この案件は、平塚委員の協力を得て調査してまいりました。 譲受人は、市内宇崎在住の30代、会社員の男性です。譲渡人は、市内宇崎在住の60代の女性です。2人は親子関係です。申請事由は、今年10月●●を予定であるため、現住居では手狭になるため、自己用住宅を建築したいということです。現場はしろはとファーム付近で、市道に面しており、周辺農地にも影響がありません。関係書類もそろっており、調査の結果、許可相当として調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決をいたします。

議 長 次に、8項、9項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

3 番 3番、近藤でございます。8項、9項は関連がございますので、一括で調査報告いたします。

この案件の調査には、本澤委員、清水委員、大原推進委員に協力をさせていただきました。

8項、9項の受人は、再生可能エネルギー事業を行っております法人でございます。8項の渡人は、行方市玉造甲の法人でございます。9項の渡人は、行方市次木在住の団体職員の女性でございます。用途といたしまして、営農型太陽光発電の設備設置に係る一時転用で、賃借権設定でございます。8項の土地の所在は、行方市次木、畑、1, 0 2 3 m²のうち3. 8 5 m²でございます。9項の土地の所在は、行方市次木、畑、1, 4 1 3 m²の内の3. 8 4 m²でございます。先ほど3条申請で調査報告をしました太陽光パネルの区分地上権を設定しました支柱1 2本、引き入れ支柱1本の部分の一時転用になります。転用の時期は許可日から3年間となります。営農が行われない場合または発電事業を廃止する場合は農地に復元する復元計画書、解体見積書等も提出されております。8項、9項とも何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、8項、9項は原案のとおり可決いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

(休憩) 午後3時41分～午後4時00分

議 長 それでは再開します。10項の調査員より調査の報告を求めます。

9 番 それでは、先ほどの事務局のほうから説明があったと思うんですけども、第10項について調査報告をいたします。

この調査につきましては、高塚会長、根本農地部会長、風間委員、根崎委員、あと事務局で行いました。

譲受人は、銚田市に本店を構える木材の加工業等を営む法人の代表です。譲渡人は、銚田市在住、52歳の農業の男性です。申請事由は、資材置場として利用することです。区分については、先ほどもありましたとおり、売買による所有権移転です。事業計画は、9, 7 9 9 m²の畑に伐採した木材やその木材のチップ、加工したチップの資材を置く計画ということでございます。排水は宅内の浸透式で、現況はそのまま草刈り等簡易的な整地をし、利用するというところでございます。現地及び公図を基に確認したところ、申請地に通じる進入路が幅1. 8 m程度と狭

く、大型車、木材の持込みをする、多分大型だと思うんですけども、大型の乗り入れができません。事業の確実性を判断する上で、進入路の確保ができていませんので、保留とすることが妥当だろうと判断したところでございます。また、事業規模、申請事由、施工方法等から、全ての申請地に永続的に使用するのが明らかであると言えませんので、一時転用による申請を指導すべきだと考えているところでございます。このことから、今回の申請については、手続完了するまで保留をしたいというように思っているところでございます。皆様方のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 調査の結果は、進入路の幅員が取れないため保留とすべきということでした。本件は保留ということで審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、10項は保留といたします。

（議案第12号）

議 長 議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事 務 局 議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。）。

議 長 それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。

3 番 3番、近藤でございます。1項について調査報告をいたします。

農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてご説明申し上げます。

当初事業者は、東京都中央区にあります法人の事業所が令和2年1月27日付で5条の許可を受けました。承継をする事業所は、大阪府東大阪市にあります法人の事業所でございます。変更理由は、コロナの影響により太陽光発電事業継続が厳しくなり、譲渡に至ったそうでございます。承継する土地の所在でございますが、行方市次木地内の畑、二筆になっております。コロナの影響により、太陽光発電事業の継続が厳しくなったものであり、やむを得ないと調査しました。皆様のご審議をよろしく願います。以上でございます。

議 長 調査の結果は、変更はやむを得ないということでございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。

（議案第13号）

議 長 次に、議案第13号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第13号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について

て。下記のとおり証明願があったので、証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について提案する。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、行方市農業委員会会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可をしてよろしいか併せて提案する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。）。

- 議 6 長 番 6 番
それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。
6番、平塚です。第1項の調査報告をいたします。
この調査には、橋本委員、内山推進委員のご協力をいただきました。
申請人は、行方市四鹿在住で、農業の70歳の方です。願出要旨は、農業経営の安定を図るための規模拡大です。取得後の経営面積は、田んぼのみで8,737㎡で、通作距離は15分程度です。農業機械も整っており、必要書類も添付されていることから、買受人として適格であることを証明するに何の問題もないと調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いします。以上。
- 議 長 員
調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
異議なし。（全員一致）
- 全 議 長
異議なしと認め、1項は証明書を交付することに可決をいたします。
追ってお諮りをいたします。1項について、本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可をすることにご異議ございませんか。
- 全 議 員
異議なし。（全員一致）
- 長
異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
- (議案第14号)
- 議 長
議案第14号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局
議案第14号 現況証明願について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。）。
- 議 長
それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。
- 1 6 番
16番、椎名です。第1項の調査報告をします。
調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さんのご協力をいただきました。
申請人は、行方市小高在住の男性です。申請理由は、地目変更登記のための非農地証明です。平成7年、26年前から住宅敷地となっております。交付相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
- 議 長
調査の結果は、交付相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ござ

		いませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 1	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 1番、矢幡です。第2項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員、森山推進委員さんと調査してきました。 申請人は、市内五町田在住の職業は大工の方です。昭和55年に当該畑に作業所を 建築し、建築から40年ほど経過しているとのこと。固定資産税も作業所と当 該畑も宅地課税となっております。現在の状況から畑に戻すことは大変困難です。 以上のことから、農地でない証明を発行することに問題ないと調査してまいりまし た。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 1	長 5番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 15番、郡司です。第3項の調査報告いたします。 この案件については、高塚会長、古渡委員と共に調査してまいりました。 申請人は、80代で、市内井上に在住し、農業の方です。申請事由については、地 目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は行方地域医療センターよ り南西に約3kmのところになります。昭和60年頃から耕作しておらず、山林化し ている状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地 証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いま します。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明の発行に問題はないということでした。審議をお願い いたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 1	長 9番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。 19番、清水です。4項の調査報告をいたします。 この調査には、本澤委員さん、近藤委員さん、大原推進委員さんの協力をいただ いて行ってまいりました。 申請人は、市内三和に在住する方で、申請事由なんです、母屋の建て替えをしよ うとしたところ、昭和63年に建てた物置につけられた下屋の部分なんです、1 9㎡が畑であるということが分かったので、この部分を分筆して宅地としたいとい うことでございます。そのために非農地証明書を願いたいというものであります。 場所については、化蘇沼稻荷から300mぐらい東側ですかね。地図のほうをご覧

いただきたいと思ひます。始末書等も添付をされておひまして、非農地証明書を交付してもよいものというふうひに調査をしてまいりました。皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 調査の結果は、始末書等も添えられておひ非農地証明発行問題ないということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ござひませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定をいたします。

議 長 次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。

9 番 9番、内藤です。それでは、第5項の調査報告をいたします。

この案件についても、高塚会長、根本農地部会長、風間、根崎両委員さんの協力の下、あと事務局ですね、協力の下調査をしてまいりました。

申請人は、銚田市内在住の52歳の男性です。願出要旨につきましては、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は国道355号、鹿行消防の玉造出張所から北に500mぐらひ入ったところござひます。場所的には、先ほど5条の案件がありましておひ、5条の10項の一部になります。現況は梅の木が3本あったんですけども、それを残しまして、きれいに草刈りがされておひました。頑張れば農地として復元できるというような調査判断をいたしました。ということから、不交付相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、非農地として認められないということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ござひませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、5項は証明書を交付しないことに決定をいたします。

（議案第15号）

議 長 議案第15号 行方市農業振興地域整備計画変更（一般管理）に係る意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明を願ひます。

事 務 局 議案第15号 行方市農業振興地域整備計画変更（一般管理）に係る意見決定について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。）。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1 項の調査員より調査の報告を求めます。

1 番 1番、矢幡です。第1項について調査報告いたします。

申請人は、市内五町田在住の41歳、会社員の男性です。変更申出の理由は、申請人の父所有の畑の一部に自己の住居を新築するためです。現在、申請人は、申請人の父所有の住居に同居していますが、子供の成長に伴ってその住居が手狭になってしまい、両親が高齢になっていくので、道を挟んだ近隣に住居を新築したいと考えました。土地権利者の同意書、隣接地所有者等の同意書、土地改良区の意見書、施設の使用許可等の必要な書類もそろっており、農業振興地域から除外することから

		問題なく、除外相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は農用地域から除外することに異議のないものと決定をいたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2	番 12番、根本です。第2項の調査報告をいたします。 本件は、大久保委員、吉田推進委員と調査してまいりました。 申請人は、潮来市在住、31歳、会社員の男性の方です。申請地は、市内南高岡の畑、2,313㎡のうちの491.2㎡です。申請人は現在、潮来市のアパートに住んでいますが、結婚を機に実家の近くに自己住宅を建設したいと考え、祖父名義の申請地を選んだそうであります。調査の結果、計画書、同意書等全てそろっており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は農用地域から除外することに異議のないものと決定をいたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番 16番、椎名です。第3項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さんのご協力をいただきました。 受人は、行方市南に在住する夫婦です。渡人は、行方市手賀に在住する男性です。妻のおじに当たります。子供の成長に伴って現住所が手狭になったため、できるだけ早く自己住宅を建築したいと妻のおじに相談したところ、快く申請地への住宅の建築の承諾が得られたので、今回の除外申請になったそうです。隣接地所有者の同意書も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付されており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番 15番、郡司です。第4項、高塚会長に代わって調査報告いたします。

		<p>現地確認には、郡司、古渡両委員に協力いただきました。</p> <p>申請人は、市内手賀在住の40代のパート職の女性の方です。申請事由は、自己用住宅ということで、現在の住居が老朽化しており、東側に山林があり、傾斜地のため雨水が流れ込んで水はけが悪いので、今回の申請地に自己用住宅の新築を考えたそうです。隣地土地所有者の同意書、土地改良区の意見書も添えられており、農業振興地域より除外申請について許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、関係書類も添付されており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、4項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。</p>
議	長	<p>次に、5項、6項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	2番	<p>12番、根本です。第5項、第6項関連がありますので、続けて調査報告いたします。</p> <p>本件は、大久保委員と共に調査してまいりました。</p> <p>第5項、市内行戸区在住、52歳の農業兼自営業、男性の方。土地は行戸地内の農地198㎡で、約40年ほど前に住宅を建設した際に、山林だったことから、農地であることに気づかず、進入路として使用していたということでもあります。始末書等も添付してあり、除外することに許可相当であると判断してまいりました。</p> <p>続いて、第6項、申請人は、市内行戸在住、28歳、公務員の男性。申請地は行戸区内の畑、10,172㎡のうち281.97㎡です。申請人は現在、両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となり、自己用住宅の建設を考えたとのこととでございます。現在の住宅に隣接する祖父名義の農地が最適であると決定し、申請したそうです。書類等全てそろっており、農振の除外をすることに許可相当であると判断してまいりました。</p> <p>第5項、第6項についての詳細については以上でございます。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、関係書類も添付されており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、5項、6項は農用地地域から除外することに異議のないものと決定をいたします。</p>
議	長	<p>次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	0番	<p>10番、本澤です。</p> <p>この7項の案件につきましては、清水、近藤両委員さんと調査をしてまいりました。</p>

		申請人は、市内小貫在住の33歳の男性です。自己用住宅を新築しようとしたところ、進入路が農地を利用しているということが判明したそうです。約40年前から進入路として利用をしてしまっていたとのこと。始末書、関係書類も整っており、農振除外の許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、始末書、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は農用地地域から除外することに異議のないものと決定をいたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	13番、小沼です。8項の調査報告をします。 この調査には、太田・麻生地区4人で調査をしまりました。 申請人は、行方市麻生、電器販売、60歳の男性の方です。現在、駐車スペースがなく、近隣の土地を借用している現状です。隣接地の土地を交渉し、所有者の方に承諾を得られました。場所は麻生コインランドリー付近になります。隣接所有地の同意書、土地改良の意見書、関係書類も整っており、調査の結果、今回の申請地を農振除外することに許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付されており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項は農用地域から除外することに異議のないものと決定をいたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
2	番	2番、谷田川です。第9項の調査報告をいたします。 この案件は、麻生・太田の委員2名、推進委員2名で調査してしまりました。 申請人は、市内矢幡在住の67歳の無職の女性の方です。変更理由ですが、昨年家を建てる際に、境界立会いの際に、隣地の所有者から、現在、農業を行っていないので、土地を譲渡したい旨の申出があり、可能であれば、その意向に沿って土地の有効利用を考え、太陽光発電事業を計画し、申請したものです。関係書類等も整っており、この申請地を農振除外することについて、許可相当と調査してしまりました。ご審議ほどよろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。

議 1 1 番	長 1 番	<p>次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>11番、風間です。10項の調査報告をします。</p> <p>今回の調査は、根崎、内藤両委員さんと共に調査してまいりました。</p> <p>申請人は、東京都品川区にある太陽光発電事業を営む法人代表の男性です。今回の申請地は、長年にわたり耕作されず荒廃したところで、隣接地は自社で太陽光発電事業を既に行っているところです。今回の申請は、売買により譲り受けることが決まり、採算もよく、事業効率もよくなるため、この申請に至ったようです。場所は芹沢地区法眼寺の西側付近です。調査の結果、関係書類もそろい、農振除外にしても問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。</p>
議 全 議	長 員 長	<p>調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、10項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。</p> <p style="text-align: center;">（議案第16号）</p>
議 事 務 局	長 事 務 局	<p>次に、議案第16号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第16号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について説明する。別紙、資料ナンバー2をご覧くださいと思います。</p> <p>令和4年2月2日付で行方市長より農業委員長宛てに推薦の依頼がありました。交付申請書のとおり、行方市於下在住の新規就農者と行方市次木在住の農業後継者となります。以上です。</p>
議 1 番	長 1 番	<p>それでは、1項ごとに審議をいたします。</p> <p>調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>1番、矢幡です。第1項について調査報告いたします。</p> <p>申請人は、市内於下在住の50歳、女性です。この1月からハウスで高糖度トマトを32a栽培しています。販売価格は安定しているとのこと。一方、重油、資材など高騰し、不安な面もありますが、将来は100aの栽培を目指しているとのこと。補助金交付対象者として推薦することに問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
議 全 議	長 員 長	<p>調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、1項はなめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。</p>

議 3	<p>長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>番 3番、近藤でございます。2項について調査報告いたします。</p> <p>なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について、調査報告をいたします。</p> <p>申請人は、行方市次木在住の47歳の男性の方です。親元就農ということで、令和3年10月から農業に従事しているようです。以前は守谷市のほうで会社員として働いておりました。両親、姉、本人夫婦、研修生2人により、米110a、チンゲンサイ70aを栽培する専業農家でございます。先行き、施設野菜の栽培も100aに増やしていきたいそうです。将来的にもやる気を示しており、推薦するにふさわしいと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
議 全 議	<p>長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。（全員一致）</p> <p>長 異議なしと認め、2項はなめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。</p>
	<p>（議案第17号）</p>
議 事 務 局	<p>長 議案第17号 令和4年度行方市農業労賃及び賃借料情報についての件を議題いたします。事務局より説明願います。</p> <p>議案第17号 令和4年度行方市農業労賃及び賃借料情報について説明する。別紙、資料3をご覧くださいと思います。</p> <p>こちらは先月の1月25日に開催しました農政部会の中で、近隣の自治体の状況を見ながら検討して、作成いたしました。内容につきましては、ご覧くださいと思います。後に4月の市報と併せて全戸配布をする予定であります。以上です。</p>
議 1 3 番	<p>長 それでは、農業労賃及び賃借料情報につきましては、1月の農政部会において検討された結果を小沼農政部長より説明を願います。</p> <p>農業労賃及び賃借料情報について、1月25日に開催しました農政部会の中での近隣の状況を見ながら検討しました案を作成したものでございます。</p> <p>昨年から変更点は2点です。1つ目は、一般農作業賃金を、最低賃金が引き上げられたため、合わせて、去年が7,000円だったものを200円上げ7,200円としました。2つ目は、草刈りの項目追加です。今後、遊休農地の増加に伴い、農地の保全管理が増えることが予想されるため、項目を追加した方が良いと考えました。金額については、近隣自治体と同額の10a当たり12,000円が妥当と考えています。</p> <p>賃借料については、令和3年1月から12月までの賃借料のデータを基にして平均したものです。それぞれ10a当たり田が12,200円、畑が10,000円となっております。</p> <p>以上、農政部会の協議結果を報告しました。</p>

議	長	小沼農政部長、説明ありがとうございました。 それでは、ただいまの説明に対しての審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、令和4年度行方市農業労賃及び賃借料情報については原案のとおり決定をいたします。
		(議案第18号)
議	長	議案第18号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第18号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について説明する。 別紙、資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が中間管理権を取得する計画となっております。 2枚目の農地中間管理事業総括表でご説明いたします。 新規の設定が田27件、69筆、115,960㎡となります。 次のページの農用地利用集積計画一覧表に設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定をいたします。
		(議案第19号)
議	長	議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。 別紙、資料ナンバー5をご覧いただきたいと思います。 令和4年1月20日付で行方市長より農業委員会会長宛てに農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の申請により市が公社に提出するものとなります。計画案が70筆、117,005㎡となります。詳細につきましては、次のページの一覧表で確認いただきたいと思います。 なお、議案第18号の農用地利用集積計画の公告と本計画案の決定は同時施行となります。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

（報告第5号）

議 長 次に、報告案件に入ります。
報告第5号 農地パトロール（許可後の実施状況）の結果についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 報告第5号 農地パトロール（許可後の実施状況）の結果について説明する。
別紙のとおりということで、資料ナンバー6のほうをご覧いただきたいと思
います。
許可後の実施状況ということで、令和2年度に転用許可を受けた者で、完了届出が
出てない方につきまして、2月2日から4日にかけて、各地区において農地パト
ロールを実施していただき、結果のほうをまとめたものでございます。一覧と写真の
ほうをつけさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。

議 長 それでは、農地パトロールにつきましては、大変お忙しい中、ご苦労さまでした。
ここで各地区代表の方より報告をいただきたいと思います。
1 1 番 まず、玉造地区は、11番、風間農地部会長代理より報告を願います。
1 1 番 11番、風間です。玉造地区の農地パトロールの調査結果について報告をいたしま
す。
調査は2月4日に実施いたしました。今回の調査件数は28か所で、内訳として、
4条が2か所、5条が24か所、農地改良が1か所、営農型太陽光発電が1か所で
した。実施状況ですが、目的どおりに工事が完了している件数が18か所、工事中
が1か所、未着手が9カ所でございます。未着手の9カ所の内訳につきましては、
4条案件が1か所、5条案件が8か所でございます。以上、玉造地区の報告を終わ
ります。

議 長 ありがとうございます。
次に、麻生地区は5番、橋本委員より報告を願います。
5 番 5番、橋本です。麻生地区の農地パトロールの調査結果について報告いたします。
調査は2月2日に実施いたしました。今回の調査件数は18か所で、5条が15か
所、一時転用が2か所、営農型太陽光発電が1か所でした。実施状況ですが、目的
どおり工事が完了している件数が6か所、工事中が6か所、未着手が6カ所でご
ざいます。未着手の6カ所の内訳につきましては、5条案件が6か所ござ
います。以上、麻生地区の報告を終わりにします。

議 長 ありがとうございます。
続いて、北浦地区の報告を12番、根本農地部会長よりお願いいたします。
1 2 番 根本です。北浦地区の農地パトロールの調査結果について報告をいたします。
調査は2月3日に実施いたしました。今回の調査件数は27か所で、内訳として、

議

長

4条が6か所、5条が11か所、営農型太陽光発電が10か所でした。実施状況ですが、目的どおりに工事が完了している件数が22か所、未着手が5カ所でございます。未着手の5カ所の内訳につきましては、4条案件が1か所、5条案件が4か所でございます。以上、北浦地区の報告を終わります。

改めまして、お忙しいところ、委員の皆様には農地パトロール大変ご苦労さまでした。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

ありがとうございました。

それぞれ代表委員より報告がありましたが、今後とも皆様のご指導をよろしくお願いいたします。

(報告第6号) (報告第7号) (報告第8号) (報告第9号)

(報告第10号) (報告第11号) (報告第12号)

議

長

次に、報告第6号 令和4年度行方市農業施策に関する要望書の回答について、報告第7号 制限除外の移動届受理について、報告第8号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第9号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について、報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第12号 農業委員活動状況について、以上報告案件については一括して事務局より説明願います

事務局

報告第6号 令和4年度行方市農業施策に関する要望書の回答について説明する。別紙、資料ナンバー7をご覧くださいと思います。

こちらは、昨年12月9日に役員の皆さんで要望書を市長へ提出しております。それを受けて、1月13日付で行方市長より回答がございました。内容につきましては、大変申しわけございませんが、事前に配付しておりますので各自ご確認をいただきたいと思います。

続きまして、報告第7号 制限除外の移動届の受理について。下記のとおり報告する。令和4年2月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。

第1項から第36項までにつきましては、行方市道路事業により行方市が道路用地として買収したものとなります。令和4年1月24日に届出がありました。

続きまして、報告第8号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について。下記のとおり報告する。令和4年2月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。

別紙、資料ナンバー8をご覧くださいと思います。

農地所有適格法人は、毎事業年度終了後3か月以内に事業の状況を農業委員会に報告しなければならないこととなっております。今回は1月11日から2月10日までの1か月間に報告書を提出いただいたものについてご報告いたします。今回は2の法人から報告がございました。農地所有適格法人は4つの要件を満たす必要があります。1つは、法人形態であること。会社形態であること。2つ目が事業要件で、主たる事業が農業であること。農業と関連事業が売上げの過半を占めること。3つ目が構成員要件で、農業従事者、農地提供者、市町村、農協などの農業関係者

の議決権が総議決権の2分の1を超えており、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の2分の1未満であること。4つ目が役員要件で、業務執行役員の過半の者が法人の農業に150日以上従事して、さらにその役員、また事業の使用人のうち1人以上が60日以上農作業に従事していることとなっております。今回報告があった農地所有適格法人は、この4つの要件を満たしておりますので、報告いたします。

報告第9号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり。）。

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり。）。

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり。）。

報告第12号 農業委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり。）。

議
全
議

長 報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。

員 異議なし。（全員一致）

長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 4時52分

議

長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第2回総会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。